

構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の
一部を改正する法律解説（法務省関連）

第1条関係 構造改革特別区域法

1. 構造改革特別区域法第11条の削除について…………… P 1
2. 構造改革特別区域法第11条の2の削除について…………… P 2

第2条関係 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に刑事収容施設法の特例を設けることについて…………… P 4
2. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例について
第1項（特定業務）…………… P 5
第1号（識別のための身体検査）…………… P 7
第2号（金品の検査、書籍等の内容の検査補助）…………… P 8
第3号（物品等の引渡し）…………… P 9
第4号（領置物の保管）…………… P 10
第5号（健康診断）…………… P 11
第6号（収容監視及び施設警備）…………… P 12
第7号（着衣、所持品及び居室の検査）…………… P 12
第8号（刑務作業）…………… P 13
第9号（分類調査）…………… P 13
第10号（改善指導・教科指導）…………… P 14
第11号（職業訓練）…………… P 15
第12号（信書等の検査の補助）…………… P 16
第13号（信書等の保管及び複製の作成）…………… P 18
第2項（公共サービス実施民間事業者の資格要件）…………… P 19
第3項（特定業務への従事の禁止）…………… P 20
第4項（業務停止命令）…………… P 21
第5項（通知・公表）…………… P 21
第6項（解除事由）…………… P 22
第7項（省令委任）…………… P 22

その他（附則関係）

附則第1条（施行期日） P 2 3
附則第2条（業務の民間委託に関する経過措置） P 2 4
附則第3条（診療所の管理委託に関する経過措置） P 2 5
附則第4条（罰則に関する経過措置） P 2 5
附則第5条（登録免許税法の一部改正） P 2 6
附則第6条（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置） P 2 6

1. 構造改革特別区域法第11条の削除について

- (1) 現行の特区法第11条は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「刑事収容施設法」という。）等の特例として、関係機関等との緊密な連携の確保その他の事情を勘案し、民間委託を行っても施設の運営に支障を生じるおそれがないこと等の法務大臣が定める要件に該当する刑事施設に限り、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区長の登録を受けた法人に対し、刑事施設における施設の警備や被収容者の処遇に係る業務を委託できる旨規定している。
- (2) 今回、法務省において上記規制の特例措置の適用状況について検討を行った結果、構造改革特別区域に限らず全国の刑事施設において施設の警備や被収容者の処遇に係る業務の民間事業者への委託が可能となるよう、新たな法令の特例を設けることが妥当との結論となった。これを受けて、その方策について内閣府と調整した結果、公共サービス改革法を改正し、これらの業務を同法における「特定公共サービス」（同法第2条第5項）として位置付け、刑事収容施設法等の特例を設けることにより、官民競争入札又は民間競争入札の対象として地域を限定せずに民間事業者への委託が可能とすることとされた。
- (3) この改正により、特区法第11条の規定がなくとも刑事施設における施設の警備や被収容者の処遇に係る業務の民間事業者への委託が可能となり、同規定は不要となるため、同規定の削除を行うものである。

2. 構造改革特別区域法第11条の2の削除について

- (1) 医療法においては、病院等の開設者は、当該開設する病院等の管理・業務の遂行に関し十分な責任を有する主体であることを求められるため、病院等の管理を包括的に他の医療機関に委託することは原則として認められていないと解される。現行の特区法第11条の2は、医療法等の特例として、国が刑事施設内に開設した病院等の管理を公的医療機関に委託できるとする規定を、当該医療機関に対する監督規定と併せて設けることにより、公的医療機関に対する委託ができることとしたものである。
- (2) 平成19年12月に施行された労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第376号）により、医業にかかる派遣労働者の就業場所が地域における医療の確保のためには医師を派遣労働者として従事させる必要があると認められる病院等である場合についても、労働者派遣の形態による医師確保が可能とされ、刑事施設内の病院等についても一定の手続を踏むことにより、労働者派遣の形態により医師を受け入れることが可能となっている（※次頁参照）。
- (3) この点、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号により、派遣労働者は派遣先の指揮命令を受けることとされており、労働者派遣の形態により受け入れた医師に対しては派遣先となる国が指揮監督できることから、当該医師を派遣した医療機関に対して刑事施設内の病院等の管理を委託することは、医療法上可能と解される。
- (4) このように、医師の労働者派遣制度を活用することにより、刑事施設内の病院等の管理委託が特区法第11条の2に規定する規制の特例措置の適用を受けずに行うことが可能となったため、今回の改正に合わせて特区法第11条の2の削除を行うものである。
- (5) 特区法第11条の2に規定されている診療設備等を地域住民に医療を提供するため公的医療機関に利用させることについては、刑事施設は被収容者を収容し、必要な処遇を行う施設であって（刑事収容施設法第3条）、その設備等を被収容者以外の者に利用させることは本来想定されていないところであり、また、今後においても、必ずしもこうした利用が見込まれていないので、今回の改正により当該特例を削除することとした。
ただし、特段新たな法令の特例を設けないこととしても、今後とも医療機関に対し、診療設備等を利用させることについては、国有財産法（昭和23年法律第73号）による行政財産の使用許可（国有財産法第18条第6項）や物品管理法（昭和31年法律第113号）による物品の貸付け（物品管理法第29条第1項）により可能であることから、今回の改正に伴い新たな法令の特例は設けないものである。

(別紙)

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）

第四条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

一・二 （略）

三 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣（次節、第二十三条第二項及び第三項並びに第四十条の二第一項第一号において単に「労働者派遣」という。）により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

2・3 （略）

- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）

（法第四条第一項第三号の政令で定める業務）

第二条 法第四条第一項第三号の政令で定める業務は、次に掲げる業務（当該業務について紹介予定派遣をする場合、当該業務が法第四十条の二第一項第三号又は第四号に該当する場合及び第一号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所がへき地にあり、又は地域における医療の確保のためには同号に掲げる業務に業として行う労働者派遣により派遣労働者を従事させる必要があると認められるものとして厚生労働省令で定める場所（へき地にあるものを除く。）である場合を除く。）とする。

一 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十七条に規定する医業（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院若しくは同条第二項に規定する診療所（厚生労働省令で定めるものを除く。以下この条において「病院等」という。）、同法第二条第一項に規定する助産所（以下この条において「助産所」という。）、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設（以下この条において「介護老人保健施設」という。）又は医療を受ける者の居宅（以下この条において「居宅」という。）において行われるものに限る。）

二～八 （略）

2 （略）

※下線部分は、平成19年12月14日改正により追加されたもの

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例を設けることについて

- (1) 刑事施設の運営に関する業務については、構造改革特別区域における規制の特例措置として、特区法第11条に刑事収容施設法等の特例が設けられ、この規定に基づき、民間事業者への委託が行われてきたところである。
- (2) この刑事施設に係る規制の特例措置については、本年度、構造改革特別区域推進本部における評価の対象とされていたことから、法務省において有識者らによる研究会を開催し、上記規制の特例措置の適用状況について検討を行った結果、①民間事業者による創意工夫の発揮により、業務の質の向上や経費の削減が実現しており、おおむね適切に運営が行われていること、②刑事施設の過剰収容に伴う職員負担の軽減を図るため民間委託により要員を確保することが必要であること、③再犯防止のため矯正教育プログラムや職業訓練に民間の創意工夫を採り入れることが有効であることなどから、全国展開することが妥当との結論に至ったものである。
- (3) もっとも、刑事施設の運営に関する業務は、公権力の行使にかかわる業務であることから、民間事業者に委託するに当たっては、①入札手続の透明性、中立性及び公正性を確保すること、②業務の適正かつ確実な実施を確保すること、③順次検証しながら事業の見直しを図っていくことなどが必要となる。

この点、公共サービス改革法による枠組みは、①入札手続等を定めた実施要項の作成や入札対象事業の選定等に当たって第三者機関である監理委員会が関与することから、入札手続の透明性、中立性及び公正性を確保することが可能であること、②民間事業者による業務の実施に関しても、守秘義務やみなし公務員規定のほか、報告徴収・必要な措置の指示等の監督規定など業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な規定が定められていること、③監理委員会の関与の下で事業の実施状況を順次検証しながら対象施設の拡大等を見直しを図っていくことが可能であることなどから、刑事施設の運営に関する業務を民間事業者に委託するに当たっては、同法の枠組みを活用することが適切と考えられる。
- (4) このため、公共サービス改革法に、刑事収容施設法等の特例を設け、刑事施設の運営に関する業務のうち、施設の警備や被収容者の処遇に関する業務について、広く官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより、民間事業者への委託を可能とするため、その対象となる業務の範囲・態様を明確に定めるほか、民間事業者に求められる要件や法務大臣による監督上の措置などを定めることとしたものである。

2. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例について

第1項（特定業務）

刑事施設の運営に関する業務について、刑事収容施設法等では、刑事施設の長又は職員により処理することが前提とされており、給食、洗濯、清掃等の非権力的な業務にあつては、契約によりその処理の権限行使の一部である事実行為を委託することは可能と考えられるものの、武器・手錠等の使用、保護室への収容、懲罰、書籍等の閲覧の禁止・制限、面会の許否の処分、信書の発受等の禁止・制限など権力的な業務にあつては、被収容者の身体・財産を直接侵害する実力行使や被収容者に対して直接に義務を課し、又はその権利を制限する処分等を伴う業務であることから、刑事施設の長又は職員以外の者がこれらの業務を処理することはできないと考えられる。

もつとも、例えば、健康診断の実施、所持品や居室等の検査、収容監視、職業訓練の実施、書籍・信書等の検査の補助、領置物の保管など、上記の処分等に当たる業務の準備行為又は執行として行われる事実行為については、法律に委託の根拠規定を設けるとともに、業務を処理するに当たっての公正性や判断の客観性、さらに国の監督体制を確保するなど、いわゆる「公権力の行使」に準じた法律によるコントロールを及ぼすことにより、業務の権限はこれまでどおり刑事施設の長又は職員が留保しつつ、その権限の行使を補助するものとしてその事実行為を委託することが可能と考えられる。

これまでは、特区法第11条に刑事収容施設法等の特例が設けられ、構造改革特別区域における規制の特例措置として、これらの業務の民間事業者への委託が行われてきたところである。

今般、広く官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより、全国の刑事施設において民間事業者への委託を行うことを可能とするため、公共サービス改革法に、法律の特例として、その対象となる業務の範囲・態様を明確に定めるほか、公共サービス実施民間事業者に求められる要件や法務大臣による監督上の措置などを定めるものである。

「刑事施設」とは、刑事収容施設法3条に規定する施設であり、具体的には、刑務所、少年刑務所、拘置所をいう（法務省設置法第8条）。刑務所及び少年刑務所は、主に懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のために拘置される者（受刑者）を収容する施設であり、拘置所は主に未決拘禁者や死刑確定者を収容する施設である。

刑事施設は、法務省に置かれる施設等機関（国家行政組織法第8条の2、法務省設置法第8条）であり、刑事施設についての「国の行政機関の長」は、法務大臣又は刑事施設の長であるが（公共サービス改革法第2条第1項第3号、第5号、第3項）、刑事施設の運営に関する業務については、被収容者の収容

及び処遇に関する業務に支障を及ぼすおそれの有無等にかんがみ官民競争入札又は民間競争入札の対象となる施設や業務を選定する必要があるほか、複数の刑事施設を対象に共通の業務を委託することも考えられるため、官民競争入札又は民間競争入札の実施主体となる「国の行政機関の長」としては、法務大臣を定めたものである。

刑事施設の事務は、被収容者を収容し、必要な処遇を行うこととされているところ（法務省設置法第9条）、法務大臣は、刑事施設の運営に関する業務のうち、被収容者の犯罪的傾向その他の事情を勘案し、当該業務を民間事業者を実施させることとしても、当該施設における被収容者の収容及び処遇に関する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるものを、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることとし、公共サービス改革基本方針において対象となる施設や業務を選定する際の基準を示している。

勘案すべき事情の「犯罪的傾向」とは、施設収容歴、反社会集団への所属歴、犯行の態様、習癖や生活態度などの観点から判断する被収容者の犯罪性の進捗をいい、「その他の事情」としては、被収容者の年齢、性別等の属性、施設の地理的条件や構造などが考えられる。

「労役場」とは、罰金又は科料を完納することができない者を留置する施設であり（刑法第18条）、また「監置場」とは、法廷等の秩序を乱す等の行為をしたため裁判所によって監置に処された者を留置する施設であり（法廷等の秩序維持に関する法律第2条）、いずれも刑事施設に附置されている（刑事収容施設法第287条第1項）。

刑事施設は、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容する事務をつかさどることとされており（法務省設置法第9条第1項第2号）、刑事施設における被収容者の処遇に関する業務と、労役場における労役場留置者の処遇及び監置場における監置場留置者の処遇に関する業務は不可分一体として運営されていることから、労役場及び監置場の運営に関する業務も官民競争入札又は民間競争入札の対象とするものである。

なお、刑事収容施設法第2条第1号に規定する被収容者のほか、同法第174条第2項に規定する刑事施設にとどまる者（以下「傷病滞留者」という。）、同法第288条に規定する労役場留置者、同法第289条第1項に規定する監置場留置者の収容及び処遇に関する業務が対象となるため、被収容者にこれらの者を加えた「被収容者等」という略称規定を置いている。

第1号（識別のための身体検査）

身体検査のうち、身体の特徴の見分（刑事施設規則第10条第2号）については、被収容者への権利侵害の程度が高い業務であることから、対象業務から除外している。

写真の撮影や指紋の採取などは、刑事施設においては、本人の承諾にかかわらず行われるものであり、憲法第13条により保障される「みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由」（最大判昭44.12.24）や「みだりに指紋の押なつを強制されない自由」（最大判平7.12.15）にかかわる業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

写真の撮影及び指紋の採取は、特区法第11条第1項第1号に規定されている事務である。

これらに準ずるものとして政令で定める検査としては、指静脈の画像情報の採取について措置することを想定しているが、この事務は、特区法第11条第1項第1号の指紋の採取に準ずるものとして、同項第10号の政令で定める事務として規定されている（特区法施行令第2条第1号）。

なお、検査の「実施」としているのは、検査を行うに際して判断を必要とする行為や検査等に伴い指示又は命令する行為などは含まれず、その実施行為のみを官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができることを明らかにするためである。

刑事収容施設法第34条第1項の規定は、同法第174条第2項において傷病滞留者について、同法第288条において労役場留置者について、同法第289条第1項において監置場留置者について、それぞれ準用されていることから（※）、これらの規定において準用する場合を含むこととし、この準用規定を「滞留者等関係規定」と総称している。

※ 刑事収容施設法第174条第2項において傷病滞留者の処遇については各種被収容者に関する規定を、同法第288条において労役場留置者の処遇については懲役受刑者に関する規定を、同法第289条第1項において監置場留置者の処遇については各種被収容者に関する規定をそれぞれ準用することとされているため、被収容者に関する規定である同法第34条第1項が準用される。

第2号（金品の検査、書籍等の内容の検査補助）

検査の対象となる「金品」とは、被収容者が収容される際に所持する現金及び物品（現に着用している衣類を含む。）、被収容者に差入れされた現金及び物品などである（刑事収容施設法第44条各号）。なお、書籍等の内容については検査の補助のみが対象業務となるため、書籍等の内容に係る検査を対象業務から除外している。また、書籍等の内容に係る検査は、刑事収容施設法第70条第1項の規定により書籍等の閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するために行うものであることから、その旨を明記している。

金品の検査は、保管が不適切なものがないか、刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるものがないかなどを確認するものであり、被収容者のプライバシーにかかわる業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

「書籍等」とは、書籍、雑誌、新聞紙その他の文書図画であつて、信書を除いたものをいう（刑事収容施設法第33条第1項第5号）。

書籍等の内容に係る検査については、憲法第13条、第19条及び第21条の規定の趣旨、目的から導かれる「新聞、図書等の閲読の自由」（最大判昭58.6.22）にもかかわる業務であることから、民間事業者の職員が検査した結果、刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生じるおそれのある記述等（刑事収容施設法第70条第1項）があつた場合には、改めて刑務官が確認することとしているため、検査の「実施」ではなく、「補助」とするものである。

刑事収容施設法第44条及び第70条第1項の規定は、滞留者等関係規定において準用されているため、これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

なお、金品の検査（書籍等の内容に係るものを除く。）は、特区法第11条第1項第1号又は第8号に規定されている事務であり、書籍等の内容の検査の補助は、同項第6号に規定されている事務である。

第3号（物品等の引渡しの実施）

物品等の引渡しは、刑事施設の長がその占有を強制的に取得していた物について引渡しを行い、被収容者等の占有を回復させる業務であって、金品の検査や信書等の検査、領置物の保管などの業務と一連の業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

特区法では、物品等の引渡しの実施に係る業務について条文上明確に規定されていなかったが、「被収容者の着衣及び所持品の検査」（特区法第11条第1項第1号）、「文書及び図画の閲読の許否の処分をするための検査の補助」（同項第7号）「金品について領置その他の措置を行うために必要な検査」（同項第8号）又は「被収容者の領置物の保管」（同項第9号）に付随する業務として、委託が可能とされていたものである。

今般、公共サービス改革法においては、業務の根拠となる刑事収容施設法上の条項を引用して対象業務を規定することから、引渡しの実施に係る業務が含まれることについて明確に定めたものである。

なお、引渡しの「実施」としているのは、引渡しをするか否かについての処分は含まれず、その実施行為のみを官民競争入札又民間競争入札の対象とすることができることを明らかにするためである。

刑事収容施設法第47条第1項、第48条第5項及び第52条の規定は、滞留者等関係規定において準用されている。

受刑者の発受する信書等についての刑事収容施設法第132条第3項及び第4項並びに第133条の規定は、同法第136条において未決拘禁者について、同法第138条において未決拘禁者としての地位を有する受刑者について、同法第141条において死刑確定者について、同法第142条において未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者について、同法第144条において各種被収容者について、同法第288条において労役場留置者について、同法第289条第3項において監置場留置者（勾留中に監置の裁判の執行を受けた者を除く。）について、それぞれ準用されている。

また、同法第136条の規定は、同法第145条において被告人又は被疑者である被収容者（刑事事件の当事者であるものの、被逮捕者、被勾留者としての身分を有しない者）の面会及び信書の発受について、その例によることとされている。

さらに、同法第138条の規定は、同法第289条第4項において勾留中に監置の裁判の執行を受けた監置場留置者について、同法第144条の規定は、同法第174条第2項において傷病滞留者について、同法第289条第3項及び第4項の

規定は、同条第5項において監置の裁判の執行のため刑事施設に留置された者（同法第287条第2項）について、それぞれ準用されている。

このため、これらの規定については、各準用規定等において準用等する場合を含むこととしている。

これらの準用等の関係については、本号、第12号及び第13号において同様に規定されており、これらの準用規定等を「未決拘禁者等関係規定」と総称している。

第4号（領置物の保管）

「領置」は、強制的に占有を取得して保管する措置であることから、これに伴う保管行為については、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

領置物の保管は、特区法第11条第1項第9号に規定されている事務である。

なお、各省各庁の長の保管に係る現金は、日本銀行に払い込まなければならないことから（会計法第33条、予算決算及び会計令第103条）、領置金の保管は対象とはしていない。

刑事収容施設法第47条第2項及び第48条第4項の規定は、滞留者等関係規定において準用されているため、これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

第5号（健康診断）

「健康診断」とは、外見上病体でない人の健康状況を検査することであり、検査の結果、所見の有無について医師による確定的な判断がされるものである。

被収容者は、健康診断の受診が義務付けられ（刑事収容施設法第61条第2項）、これを拒否することは、秩序罰である懲罰の対象となり得るものであることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

刑事施設の長は、女子の被収容者が養育している子（刑事収容施設法第66条第1項、第2項）について、被収容者の例によって健康診断を行うこととされており（同条第5項）、この健康診断も本号の対象業務に含めることとしている。

また、刑事施設の長は、感染症予防法第53条の2の規定により結核に係る定期の健康診断も実施することとされ、被収容者は、この健康診断についても受診が義務付けられていることから（同法第53条の3第1項）、同法に基づく健康診断も本号の対象業務に含まれることを明確に規定している。

健康診断の実施は、特区法第11条第1項第1号又は第4号に規定されている事務である。

刑事収容施設法第61条第1項及び第66条第5項の規定は、滞留者等関係規定において準用されているため、これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

第6号（収容監視及び施設警備）

行動の監視は、被収容者のプライバシーにかかわる業務であり、また、「警備」とは、「巡警」（巡回して警戒すること）や「警衛」（警戒し護衛すること）のことであるが、被収容者等の逃走、暴行等の事故の発生を警戒し、防止する業務であって、直接又は間接に被収容者の行動の自由の制限にかかわる業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うために法律の特例を必要とするものである。

「被収容者等の行動の制止その他の被収容者等に対する有形力の行使を伴うものを除く。」としたのは、刑務官には、刑事施設の規律及び秩序を維持する作用として、制止等の措置（刑事収容施設法第77条）、手錠等の使用（同法第78条）、保護室への収容（同法第79条）、武器の携帯及び使用（同法第80条）が認められているが、これらの権限の行使は対象業務に含まれないことを明らかにするものである。

行動の監視及び施設の警備は、特区法第11条第1項第3号に規定されている事務である。

刑事収容施設法第73条第1項の規定は、滞留者等関係規定において準用されているため、この規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

第7号（着衣、所持品及び居室の検査）

着衣、所持品及び居室の検査は、被収容者のプライバシーにかかわる業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

また、所持品の一時保管は、刑事施設の長が行う領置とは異なり、刑事施設の長又は刑務官の判断により一時的に行われる対物的な保安上の措置であるものの、同様に法律の特例を必要とするものである。

刑事収容施設法第75条第1項及び第154条第2項の検査には、身体検査も含まれているが、被収容者等への権利の侵害の程度が高い業務であることから、対象業務から除外している。

着衣、所持品及び居室の検査は、特区法第11条第1項第4号に規定されている事務である。

刑事収容施設法第75条第1項及び第154条第2項の規定は、滞留者等関係規定において準用されているため、これらの規定を滞留者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

第8号（刑務作業）

「刑務作業に関する技術上の指導監督」とは、作業の手順、安全管理の指導など刑務作業の実施に伴う技術上の指導監督であり、作業の企画や作業の指定は刑事施設の長が行うことになる。

なお、第11号の職業訓練は作業として実施するものであるため（同法第94条第2項）、職業訓練の実施に係るものを対象業務から除外している。

刑務作業の技術上の指導監督に従わないことは、秩序罰である懲罰の対象となり得るものであり、懲罰で担保された受忍義務を課す業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

刑務作業の技術上の指導監督は、特区法第11条第1項第5号に規定されている事務である。

刑事収容施設法第84条第1項は、同法第288条において労役場留置者について準用されていることから、同条において準用する場合を含むこととしている（なお、傷病滞留者及び監置場留置者については、その性質上、刑務作業に関する規定は準用されない。）。

第9号（分類調査）

受刑者の資質（受刑者の人格的特性）及び環境（受刑者の社会的条件）の調査は、医学、心理学、社会学その他の専門的知識や技術に基づいて面接、診察、検査、行動観察その他の方法により、受刑者の精神状況、身体状況、生育歴、犯罪歴・犯罪性の特徴などの調査として行われるものである。

受刑者がこの調査を拒否することは、秩序罰である懲罰の対象となり得るものであり、懲罰で担保された受忍義務を課す業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うために法律の特例を必要とするものである。

受刑者の資質及び環境の調査は、特区法第11条第1項第2号に規定されている事務（受刑者の分類のための調査）である。

なお、傷病滞留者、労役場留置者及び監置場留置者については、その性質上、分類調査に関する規定は準用されない。

第10号（改善指導・教科指導）

刑執行開始時の指導は、受刑の意義を始めとした矯正処遇実施上の基礎的な事項や刑事施設における生活及び行動などに関する指導をいう（刑事収容施設法第85条第1項第1号）。

釈放前の指導は、釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導をいう（同項第2号）。

改善指導は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるための指導をいう（同法第103条第1項）。

教科指導は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰の支障があると認められる受刑者に対して行う学校教育の内容に準ずる内容の指導（補修教科指導）、並びに学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に特に資すると認められる受刑者に対して学力の状況に応じて行う指導（特別教科指導）をいう（同法第104条）。

受刑者は、正当な理由がなく指導を拒んだ場合には、遵守事項に違反するものとして懲罰の対象となるものであり（刑事収容施設法第74条第2項第9号）、懲罰で担保された受忍義務を課す業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

なお、指導の態様は、講習、面接その他これらに類する方法による専門的、技術的な指導をいい、受刑者の行動及び生活に関する一般的な指導は含まない。

特区法では、同法第11条第1項第5号の職業訓練に準ずるものとして、同項第10号の政令で定める事務として規定されている事務である（特区法施行令第2条第2号）。

なお、傷病滞留者、労役場留置者及び監置場留置者については、その性質上、改善指導、教科指導等に関する規定は準用されない。

第11号（職業訓練）

職業訓練とは、受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させるために行う訓練である（刑事収容施設法第94条第2項）。職業訓練の受講の決定などは、刑事施設の長が行うことになる。

受刑者は、正当な理由がなく職業訓練を拒んだ場合には、遵守事項に違反するものとして懲罰の対象となるものであり（刑事収容施設法第74条第2項第9号）、懲罰で担保された受忍義務を課す業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

職業訓練は作業として実施されるものであり（刑事収容施設法第94条第2項）、第8号の「作業に関する技術上の指導監督の実施」に第11号の「訓練の実施」が含まれるが、職業訓練は、本来の生産的な作業とは性質を異にするものの、その態様が作業と共通するものがあり、受刑者の適性や将来の生活設計等に応じて高度の体系的訓練を施すことによって、作業と同様の機能を果たすものであることから、刑事収容施設法第94条第2項の規定により、作業として実施することが定められたものであるため、作業の技術上の指導監督の実施とは号を分けて規定するものである。

職業訓練は、特区法第11条第1項第5号に規定されている事務である。

なお、傷病滞留者、労役場留置者及び監置場留置者については、その性質上、職業訓練に関する規定は準用されない。

第12号（信書等の検査の補助）

憲法第21条第2項の「通信の秘密」の保障は、通信の内容はもとより、その差出人又は受取人の氏名、居所及び通信日時や個数など、通信にかかわるすべての事項に及ぶものであり、信書等の検査は、この通信の秘密にかかわる業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

信書等の検査は、通信の秘密にかかわる業務であり、その実施に当たっては、個人情報 の適正な取扱いを確保する必要があることから、その実施の方法について、「当該検査の補助として信書の内容を確認する者がその信書を発受する個人を識別することができないようにすることその他の個人情報の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る」こととしている。

「法務大臣が定める方法」としては、特区法第11条第1項第7号の法務大臣が定める方法（平成17年法務省告示第484号）と同様に、

- (1) 信書の検査は、外形の検査及び内容の検査に分けて実施すること。
- (2) 外形の検査と内容の検査は、同一の者が行うことができないこと。
- (3) 検査の結果、信書の全部又は一部について、発受を禁止し、又は差止め等をすべき事由があることが明らかとなった場合には、直ちに当該信書を刑務官に提出すること。

などを想定している。

公共サービス実施民間事業者が検査した結果、信書の発受を禁止し、又は差止め等をすべき事由があることが明らかとなった場合には、改めて刑務官が確認することとなることから、検査の「補助」とするものである。

信書等の検査は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要がある場合に行われるものである（刑事収容施設法第127条第1項等）。本号では、「刑事収容施設法第127条第1項…の規定による検査」としており、その旨が明確であることから、第2号の書籍等の内容に係る検査のように検査の目的は規定していない。

信書等の検査の補助は、特区法第11条第1項第7号に規定されている事務である。

信書の検査は、刑事収容施設法第127条第1項、第135条第1項及び第140条第1項において、それぞれ受刑者、未決拘禁者及び死刑確定者が発受する信書について規定されている。

受刑者の発受する信書についての刑事収容施設法第127条第1項の規定は、同法第144条において各種被収容者について、同法第288条において労役場留置者について、同法第289条第3項において監置場留置者（勾留中に監置の裁判の執行を受けた者を除く。）について、それぞれ準用されている。

また、未決拘禁者の発受する信書についての刑事収容施設法第135条第1項の規定は、同法第138条において未決拘禁者としての地位を有する受刑者について、同法第142条において未決拘禁者としての地位を有する死刑確定者について、それぞれ準用されるとともに、同法第145条において被告人又は被疑者である被収容者（未決拘禁者である者を除く。）についてその例によることとされている。

このため、これらの規定については、各準用規定等において準用等する場合を含むこととしている。

なお、同法第138条の規定は、同法第289条第4項において勾留中に監置の裁判の執行を受けた監置場留置者について、同法第144条の規定は、同法第174条第2項において傷病滞留者について、同法第289条第3項及び第4項の規定は、同条第5項において監置の裁判の執行のため刑事施設に留置された者について、それぞれ準用されているところ、第3号においてこれらの規定を準用する場合を含むこととし、いずれも「(第12号において同じ。)」とされている。

文書図面の検査は、第133条において受刑者が作成した文書図面について規定されており、この規定は未決拘禁者等関係規定において準用されていることから、未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

第13号（信書等の保管及び複製の作成）

信書等の保管及び複製の作成は、通信の秘密にかかわる業務であるとともに、強制的に占有を取得して保管する業務であり、信書等の検査及び信書の発受の禁止、差止め等の措置の一連の業務であることから、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることにより民間事業者への委託を行うためには法律の特例を必要とするものである。

特区法では、信書等の保管及び複製の作成に係る業務について条文上明確に規定されていなかったが、「被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助」（特区法第11条第1項第7号）に付随する業務として、委託が可能とされていたものである。

今般、公共サービス改革法においては、業務の根拠となる刑事収容施設法上の条項を引用して対象業務を規定することから、信書等の保管及び複製の作成に係る業務が含まれることについて明確に定めたものである。

受刑者が発受する信書等についての刑事収容施設法第132条第1項及び第2項並びに第133条の規定は、未決拘禁者等関係規定において準用されていることから、これらの規定を未決拘禁者等関係規定において準用する場合を含むこととしている。

第2項（公共サービス実施民間事業者の資格要件）

公共サービス改革法上は、入札参加者の資格要件（同法第9条第2項第3号、第14条第2項第3号）及び欠格要件（同法第10条（第11号を除く。）、第15条）が定められているが、本条の特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者には、これに加えて資格要件を課す必要があるため本項を定めるものである。本項各号の要件は、入札参加者の欠格要件にもなる（同法第10条第11号、第15条）。

被收容者の身柄を拘禁する刑事施設の運営に関する業務は、国民の安心・安全にかかわるものであり、何よりも適正かつ確実な実施が求められることから、特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者としては、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力、並びに個人情報 の適正な取扱いを確保するなど特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置が講じられていることなどをその資格要件とする必要がある。

このため、次の事項を資格要件として掲げる本項を設けることとしている。

- (1) その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。
- (2) 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として法務省令で定める措置が講じられていること。

※ 平成21年法務省令第28号で定める措置

- ① 個人情報の適正な取扱いの方法その他特定業務の適正かつ確実な実施の方法を具体的に定めた実施要領を策定すること。
 - ② 個人情報の適正な取扱いその他特定業務の適正かつ確実な実施のための研修の計画を策定し、これに基づいて特定業務に従事する者に対して研修を実施すること。
- (3) その他法務省令で定める要件に適合するものであること。

なお、公共サービス改革法第33条の2第2項に同様の規定がある。

第3項（特定業務への従事の禁止）

被収容者の身柄を拘禁する刑事施設の運営に関する業務は、国民の安心・安全にかかわるものであり、何よりも適正かつ確実な実施が求められることから、不適格な者が業務に従事することにより円滑な運営が阻害されたり、社会的な信用が損なわれたりすることのないよう、遵法精神に欠ける者や信用を害するおそれの強い者が特定業務に従事することを排除する必要がある。

このため、公共サービス改革法第10条第1号から第4号までに掲げる者、具体的には以下に掲げる者を特定業務に従事させてはならないこととしている。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国法令上これと同様に取り扱われている者（第1号）
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国法令上これと同様に取り扱われている者（第2号）
- (3) 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者（第3号）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（第4号）

なお、特区法第11条第7項に同様の規定がある。

第4項（業務停止命令）

特定業務を実施する公共サービス実施民間事業者が、第2項各号に掲げる要件を満たさなくなった場合や第3項等の禁止規定に違反した場合において、契約を解除するまでの時間的余裕がなく直ちに特定業務を停止させる必要があるときや、公共サービス実施民間事業者において速やかに是正することが可能であり、是正されれば契約を解除する必要性はないが、是正されるまでの間に特定業務の実施を継続させることは容認できないときに、法務大臣が特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができるようにするものである。

本項各号のうち、第1号、第3号及び第4号は、それぞれ公共サービス改革法第22条第1項第1号ハ、ヘ及びトにおいて契約の解除事由ともされている事項である。なお、同号イ、ロ、ニ及びホの解除事由は、いずれも特定業務を停止するのみでは足りない事由と考えられるため、停止事由とはしていない。

本項第2号は、第3項違反を停止事由として定めるものである。なお、第3項違反は、第6項において解除事由ともなる。

なお、公共サービス改革法第33条の2第6項に同様の規定がある。

第5項（通知・公表）

法務大臣による停止命令という監督措置の発動について、官民競争入札等監理委員会による事後的なチェック体制を構築する必要があることから、第4項の規定により法務大臣が特定業務の全部又は一部の停止を命じた場合に、法務大臣に対し、一定の事項の官民競争入札等監理委員会への通知義務及び公表義務を課すこととしたものである。

なお、解除の場合（公共サービス改革法第22条第3項）と同様に、官民競争入札等監理委員会の事前の議を経ることとすると、直ちに特定業務を停止させる必要がある場合に対処できないので、報告徴収等（公共サービス改革法第26条）や国の行政機関等の指示（同法第27条）の場合と同様に、事後の通知で足りることとしている。

なお、公共サービス改革法第33条の2第7項に同様の規定がある。

第6項（解除事由）

公共サービス実施民間事業者が第3項の規定に違反して、特定業務への従事が禁止される者を特定業務に従事させた場合については、公共サービス改革法の解除事由（同法第22条第1項第1号イ～ト、第2号）として定められていないことから、これを解除事由として定めるものである。

この事由によって解除する場合については、公共サービス改革法第22条第1項第1号チに該当することとなるため、官民競争入札等監理委員会における事前の議を経る義務や公表義務が生じる（同条第3項、第4項）。

なお、公共サービス改革法第33条の2第8項に同様の規定がある。

第7項（省令委任）

公共サービス改革法第33条の2第9項に同様の規定がある。

法務省令としては、次の規定を措置している。

○法務省令第28号（平成21年5月1日）

（特定業務の一部の再委託）

第2条 公共サービス実施民間事業者は、法務大臣の承認を受けたときは、特定業務の一部を他人に再委託することができる。

附則第1条（施行期日）

（1）特区法の一部改正は、

- ① 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例措置の追加
 - ② 特区法第11条及び第11条の2の削除
- を行うものである。

このうち、①については、法律の改正に合わせた政令等の下位法令の整備が不要であり、また、国民等に対して不利益な内容を定めるものではないので、特段の周知期間も不要である。

また、改正法の施行に合わせて、当該改正の内容を反映させた構造改革特別区域基本方針の改正を行う必要があるが、事前の準備を行えば、改正法の公布日まで同基本方針の改正作業を完了することは可能であるので、改正法の公布日に施行することとしても特段の問題はない。

さらに、②についても、所要の経過措置が講ぜられ、また、法律の改正に合わせた政令等の下位法令の整備についても特段の問題はないことから、改正法の公布日に施行することとしても支障はない。

（2）公共サービス改革法については、

- ① 平成21年10月には、官民競争入札等監理委員会における実施要項の審議が予定されており、刑事施設の業務の一部を官民競争入札等の対象とすることができるとする法の内容を踏まえると、実施要項の審議前に法を施行させておくことが必要であること
- ② 「公共サービス改革基本方針」（平成20年12月19日閣議決定）において、平成21年度中に官民競争入札又は民間競争入札を実施し、22年度から落札者による事業を実施することとされていることを踏まえた法の施行が必要であること

から、できるだけ早期に施行することが望ましい。

また、法律の改正に合わせた政令等の下位法令の整備についても特段の問題はないことから、改正法の公布日に施行することとしても支障はない。

（3）以上から、特区法及び公共サービス改革法の一部を改正する法律案については、公布の日から施行することとする。

附則第2条（業務の民間委託に関する経過措置）

特区法第11条第1項の規定による認定を受けた事業に関しては、いずれも民間事業者の選定及び事業の実施について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づいて行われているところ、いわゆるPFI事業の実施に当たっては、選定事業者による事業の実施が困難となった場合における事業継承の措置を講じることとされており（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）三2（9））、事業契約の相手方が変更することも想定されている。

このため、現に委託を受けている法人を公共サービス改革法第33条の3第1項の特定業務を実施する民間事業者とみなすこと等により当該委託に係る事務の実施を公共サービス改革法により規律することとした場合には、同法では契約の相手方の同一性が担保されない事業承継が認められないことから、引き続き、特区法第11条の規定により当該委託に係る事務の実施を規律することとしたものである。

ところで、「事務の委託に関しては」と規定しているのは、法人の合併又は分割によって、合併により消滅した法人又は分割をした法人の権利及び義務を承継（包括承継）する場合のほか、構造改革特別区域法第11条第1項の規定により委託を受けた法人であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が破綻した場合においては、一般的に次のとおり、事業承継がなされることとなっており、この場合についても、経過措置の対象とするためである。

- ① 選定事業者（旧SPC）の構成企業（旧株主）に更生手続開始の申立てがあったときは、株式の譲渡が制限されることから（会社更生法第28条）、旧SPCに融資する金融機関は、事業継続のために、新たな構成企業（新株主）を選定し、国の承諾を得る。
- ② 国の承諾を得た新株主は新たな選定事業者（新SPC）を設立する。
- ③ 金融機関は、契約上の地位譲渡予約完結権を行使し、国が新SPCと新たに事業契約を締結することなく、また、旧SPCから新SPCへの資産・権利等を譲り渡す契約を締結することなく、旧SPCの事業を新SPCに承継取得させる。

現に行われている事務の委託に関しては、当該委託に係る事務に従事する者については、本条第1項の規定により、特区法第11条第8項の規定が、なお効力を有することとされる。

附則第3条（診療所の管理委託に関する経過措置）

本条は、特区法第11条の2の規定が廃止されることに伴い、現に同条第1項の規定による刑事施設内の病院等の管理の委託及び診療設備等の利用に関する経過措置を定めるものである。

現に病院等の管理を行う公的医療機関の開設者は3法人であり、そのうち1法人が診療設備等を利用している。

附則第4条（罰則に関する経過措置）

本条は、次の罰則に関する経過措置を定めるものである。

- (1) この法律の施行前にされた守秘義務違反
- (2) この法律の施行後にされた守秘義務違反のうち、
 - ア 附則第2条第2項の規定により守秘義務についてなお従前の例によることとされる特区法第11条第5項に規定する委託事務従事者であった者に係るもの
 - イ 特区法第11条の2第3項に規定する医師その他の従業者であった者に係るもの

なお、附則第2条の規定によりなおその効力を有する特区法第11条第5項に規定する委託事務従事者である者及び附則第3条の規定によりなお効力を有する同法第11条の2第3項に規定する医師その他の従業者である者に係るこの法律の施行後にされた守秘義務違反については、附則第2条第1項の規定により特区法第11条第8項及び第11項の規定が、附則第3条の規定により特区法第11条の2第3項の規定が、それぞれ、なおその効力を有することとされるため、罰則に関する経過措置は不要である。

附則第5条（登録免許税法の一部改正）

本条は、特区法第11条第1項の規定において、刑事施設の業務を委託する法人は、当該刑事施設を管轄する矯正管区の長の登録を受ける必要があるとして、登録法人制度を採用していたところ、本条の規定が廃止されることに伴い、当該登録に係る登録免許税法の該当条項を改正するものである。

附則第6条（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

本条は、附則第2条第1項の規定により、なお効力を有することとされる特区法第11条第1項の規定による登録に係る登録免許税法の経過措置を定めるものである。

なお、合併又は分割により特区法第11条第1項の登録を受けた法人の権利及び義務を承継した法人については登録免許税は課せられないが（登録免許税法第5条第13号）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者である当該法人による事業の実施が困難となった場合における事業継承の措置として、新たに設立された選定事業者が当該法人の地位を承継する場合については、本条の規定によりなお効力を有することとなる登録免許税法別表第1第62号により、登録免許税が課せられることとなる。